

## 香川テニストレーニングセンター設置に関する規則

制定 平成21年4月1日

(名称)

第1条 香川テニストレーニングセンター（以下「香川TTC」という。）と称する。

(目的)

第2条 香川TTCは、香川県テニス協会（以下「協会」という。）の強化事業プログラムに基づき、ジュニアの発掘・育成・強化を成果目標とし、テニスの普及指導、技術の向上及び国体強化選手の育成に資することを目的とする。

(組織)

第3条 香川TTCは、協会内に設置し運営する。

(運営事務局)

第4条 香川TTC運営事務局は、ジュニア委員会に置くこととし、企画調整・運営管理並びに所掌事務を行う。

(事業)

第5条 香川TTCは、協会の香川県強化事業プログラムの目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジュニアの発掘普及及び育成指導に関する事業(ジュニア普及・育成クラス等)
- (2) ジュニアの強化指導に関する事業(ジュニア強化・プレイヤークラス等)
- (3) その他、協会のジュニア競技力向上・強化目的を達成するために必要な事業

(担当責任者の構成)

第6条 香川TTCには次の担当を置く。

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 管理者          | 1人   |
| (2) ディレクター       | 1人   |
| (3) アシスタントディレクター | 1人   |
| (4) 委員           | 3人   |
| (5) 会計           | 1人   |
| (6) ヘッドコーチ       | 1人程度 |
| (7) コーチ          | 5名程度 |

(担当責任者の選出方法)

第7条 管理者は、協会理事長を充てる。

2 委員は、協会の総務委員長、普及委員長、ジュニア委員長、選手強化委員長、会計、その他必要な協会委員を充てる。

3 ディレクター、アシスタントディレクター、会計、ヘッドコーチ及びコーチは、運営会議において選任する。

(担当責任者の任期)

第8条 担当責任者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された担当責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当責任者の職務)

第9条 管理者は香川TTCを統括する。ディレクターは管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

2 委員は、運営に関すること。

3 会計は、管理及び会計経理に関する帳簿の整理保管に関すること。

4 ヘッドコーチ及びコーチは、競技力育成強化指導、レッスン計画調整及びスクール生の個別指導プランの作成に関すること。

(運営会議)

第10条 運営会議は、管理者、ディレクター、アシスタントディレクター、委員、会計及びヘッドコーチをもって構成し、管理者が招集し議長となる。

2 運営会議は、担当責任者の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数となるときは、議長がこれを決する。

- 4 担当責任者は、書面により、又は、代理人に委任することにより決議に参加することができる。
- 5 運営会議は、予算、決算、担当責任者の選任等の重要事項を審議決定し、これを執行する。
- 6 定例運営会議は、毎年1回6月末日までに開催する。
- 7 臨時運営会議は、管理者が必要と認めた時、又は、担当責任者の3分の1以上から要請のあった時、随時、これを開催する。

(使用施設テニスコート)

第11条 香川TTCの活動に使用する施設は、香川県総合運動公園等を使用する。

(会計年度及び決算の調整)

第12条 香川TTCの特別会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。年度終了後、1ヶ月以内に香川TTCの特別会計を閉鎖する。閉鎖後1ヶ月以内に決算の調整をおこない、協会の財務委員長へ報告する。

(経費の支弁方法)

第13条 香川TTCの経費は、事業収入をもって充てる。ただし、不足が生じた場合は四国選手権余剰金を充てる。

2 事業収入は、毎月納入するものとし、金額は別に定める。

(規則の改正)

第14条 この規則の改正は、運営会議において担当責任者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第15条 香川TTCの会務執行に必要な取扱基準は、運営会議で別に定める。

附 則 (平成21年5月1日)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。